

豊川市土地開発公社定款

(昭和 48 年 6 月 30 日公告)

改正 昭和 48 年 9 月 25 日公告

改正 平成 元 年 6 月 23 日公告

改正 平成 18 年 2 月 1 日公告

改正 平成 19 年 10 月 1 日公告

改正 平成 20 年 1 月 15 日公告

改正 平成 20 年 12 月 1 日公告

改正 平成 22 年 2 月 1 日公告

改正 令和 2 年 10 月 15 日公告

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この土地開発公社は、豊川市土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

(設立団体)

第 3 条 公社の設立団体は、豊川市とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 公社は、事務所を愛知県豊川市諏訪 1 丁目 1 番地に置く。

(公告の方法)

第 5 条 公社の公告は、豊川市公告式条例（昭和 25 年条例第 13 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示して行う。

第 2 章 役員及び職員

(役 員)

第 6 条 公社に、次の役員を置く。

(1) 理事 12 名以上 15 名以内

うち 理 事 長 1 名

副理事長 1 名

常務理事 1 名

(2) 監事 2名

(役員の仕事及び権限)

第7条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、日常の業務を処理する。

4 理事は、規程の定めるところにより、公社の業務を掌理する。

5 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「法」という。）第16条第8項の職務を行う。

(役員の仕事)

第8条 理事及び監事は、豊川市長が任命する。

2 理事長は、理事の互選により決定する。

3 副理事長及び常務理事は、理事のうちから理事長が任命する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることが出来る。

3 役員は、任期满了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の仕事の禁止)

第10条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることは出来ない。

(役員の仕事及び解任)

第11条 役員は辞任しようとするとき、辞任届を豊川市長に提出しなければならない。

2 豊川市長は役員が心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められる場合、又は役員の仕事上義務違反、その他役員たるに適しない非行があると認められる場合には、その役員を解任することができる。

(職員)

第12条 公社の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任命する。

3 職員は、理事長の命を受けて業務に従事する。

(兼職の禁止)

第13条 常任の役員及び職員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利

事業に従事してはならない。

第3章 理事会

(設置及び構成)

第14条 会社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第15条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事の半数以上の者、若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面をもって請求があったときに、理事長が招集する。

2 理事長は、理事会を招集する場合には、次に掲げる事項を定め、書面によりあらかじめ通知しなければならない。

- (1) 理事会の開催日時及び場所
- (2) 理事会の開催目的及び議事
- (3) 書面による議決権の行使に関する事項
- (4) その他理事長が必要と認める事項

(議 事)

第16条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(書面による議決)

第16条の2 理事長は、災害その他やむを得ない理由により理事会に出席しない理事に書面による議決権の行使を認める場合には、当該理事に議決権を行使するための書面を送付しなければならない。

2 書面による議決権の行使は、前項の議決権を行使するための書面に必要な事項を記載し、理事会の開催日時までに理事会の開催場所に提出して行うものとする。

3 前項の規定により書面による議決権の行使をした理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 理事長は、書面による議決権の行使がされた理事会の議事について、その結果を速やかに書面による議決権の行使をした理事に報告するものとする。

(議決事項)

第 17 条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 業務方法書の制定、又は改正若しくは廃止
- (3) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画
- (4) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
- (5) 規程の制定又は改正、若しくは廃止
- (6) 規程により理事会の権限に属しめられた事項
- (7) その他会社の運営上、理事長が重要と認める事項

2 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項については、出席理事の 3 分の 2 以上の決するところによる。

(議事録)

第 18 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には出席理事のなかから選出された議事録署名人 2 名以上が、議長とともに署名しなければならない。

第 4 章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第 19 条 会社は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
 - イ 法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定する土地
 - ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
 - ハ 公営企業の用に供する土地
 - ニ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
 - ホ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地

(2) 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業（埋立事業に限る。）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業を行うこと。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 公社は、前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

(1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

（業務方法書）

第20条 公社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 基本財産の額その他資産及び会計

（資産）

第21条 公社の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 公社の基本財産の額は、900万円とする。

3 基本財産は安全、かつ、確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

4 公社の資産は、法に特別の定めがある場合を除くほか、理事会の議決に基づいて理事長が管理する。

（事業年度）

第22条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（予算）

第23条 公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、豊川市長の承認をうけなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 理事長は第17条の規定にかかわらず、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、豊川市長の承認を経て当該業務量の増加により、増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合において理

理事長は、次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

(財務諸表)

第 24 条 公社は、毎事業年度、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書および事業報告書を作成し、監事の監査を経て 5 月 31 日までに豊川市長に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第 25 条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理する。

2 公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第 26 条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債、地方債その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

第 6 章 定款の変更

(定款の変更)

第 27 条 この定款の変更（公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和 47 年政令第 284 号）第 6 条に定める事項に係るものを除く。）は、豊川市議会の議決を経て、愛知県知事の認可をうけなければ変更することができない。

第 7 章 解 散

(解 散)

第 28 条 公社は、理事会で出席理事の 4 分の 3 以上の同意を得たうえ、豊川市議会の議決を経、愛知県知事の認可をうけたときに解散する。

2 公社は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、理事会の議決を得たうえ豊川市議会の議決を経、愛知県知事の認可をうけて第 21 条第 2 項の出資の額に応じて、それぞれ出資した地方公共団体にこれを分配する。

第8章 雑則

(規程への委任)

第29条 会社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

- 1 この定款は、土地開発公社への組織変更の日から施行する。
- 2 会社の最初の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、昭和50年3月31日までとする。
- 3 会社の最初の事業年度は、第22条の規定にかかわらず、この会社への組織変更の日の翌日から昭和49年3月31日までとする。

附 則

この定款は、公告の日から施行し、昭和48年9月1日から適用する。ただし、第4条の規定は、昭和48年7月1日から適用する。

附 則

この定款は、愛知県知事の認可のあった日（平成元年6月12日）から施行する。

附 則

この定款は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

この定款は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この定款は、愛知県知事の認可のあった日（令和2年10月8日）から施行する。